

2026. 6. 1 時点

「岐阜県の伝統的工芸品導入支援補助金」Q&A

標記補助金について、質問が予想される項目をまとめましたので、参考としてください。
 なお、判断に迷われる場合は、個別にメール（c11355@pref.gifu.lg.jp）にてご質問願います。
 また、いただいたご質問及び回答は全体に公開することがあります。ご承知おきください。

1 補助事業の目的について

Q 1 補助事業の目的は何か。

A 1 民間施設（県内の宿泊施設、オフィスビル、店舗等）が岐阜県の伝統的工芸品を取り入れることを促し、その利用を通じて魅力を発信してもらうことにより、県内の伝統的工芸品の認知度向上を図ることを目的としています。

2 申請期間・提出書類について

Q 1 申請期間終了前に予算上限に達した場合は募集終了となるのか。

A 1 募集終了とします。

Q 2 申請書類について

A 2 令和8年度公募要領P5. 9. (3) 提出書類を参照ください。

Q 3 申請方法は

A 3 メールもしくは郵送で提出ください。

<メール>

E-mail : c11355@pref.gifu.lg.jp

件名 : 【事業者名】R8岐阜県の伝統的工芸品導入支援補助金

- ・申請書以外の添付書類（定款、謄本、決算書等）はPDFにしてご送付ください。
- ・添付ファイル容量が10MB以上超える場合は、別途アップロード専用フォルダをご連絡します。個別にご連絡ください。

<郵送>

〒500-8570

岐阜市藪田南2-1-1

岐阜県商工労働部 地域産業課 伝統産業係

- ・封筒の表面に「岐阜県の伝統的工芸品導入支援補助金申請書類在中」と記載ください。

Q 4 申請期間内に交付申請書を提出したが、書類に不備があった場合はどうなるか。

A 4 交付申請書は受け付けますが、書類の補正をお願いすることとなります。

補正対応が遅れますと、交付決定の遅延につながりますので、速やかな対応をお願いしま

す。

Q 5 見積書は最新のを提出しなければならないか。

A 5 交付申請の日から3か月前までに取得したものを有効としますが、実際の取得金額と差が生じないように、できる限り最新のを提出してください。

3 補助対象施設・補助事業者について

Q 1 対象となる施設は。

A 1 県内の宿泊施設、オフィスビル、店舗等の岐阜県の伝統的工芸品のPRに効果があると認められる施設が対象となります。

ただし、国及び地方公共団体が管理又は運営する施設（国又は地方公共団体から運営委託もしくは指定管理を受けている施設も含む）は対象外となります。

Q 2 飲食店は対象施設となるか。

A 2 対象となります。

Q 3 駅は対象施設となるか。

A 3 県内の駅であれば対象となります。

Q 4 法人の本社が県外に所在するが、対象事業者となるか。

A 4 : 県内に補助対象施設を有していれば、対象となります。

4 補助対象事業について

Q 1 岐阜県の伝統的工芸品は何か。

A 1 「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（昭和49年法律第57号）第2条第1項により指定を受けた次の6品目です。

飛騨春慶、一位一刀彫、美濃焼、美濃和紙、岐阜提灯、岐阜和傘

Q 2 伝統的工芸品はどこから購入しても良いのか。

A 2 本事業の対象となる工芸品は、伝産法第4条第1項に規定する特定製造協同組合等又は特定製造協同組合等の構成員が製造したものになります。

Q 3 A 2の者から直接購入しないといけないのか。

A 3 卸売業者や小売業者を経由して購入しても問題ありませんが、製造者がA 2の対象者であることがわかるようにしてください。それが確認できない場合は交付決定を取り消すことがあります。

Q 4 展示の方法は。

A 4 ただ展示するだけでなく、導入した工芸品がどういったものであるか、工程、歴史などのキャプションを作成し工芸品と併せて設置してください。

Q 5 工芸品を展示する場所はどこでもいいのか。

A 5 施設の利用者の多くの目に触れる場所（エントランス、ロビー、受付、エレベーターホール等）で展示してください。特定の部屋のみ等、一部の施設利用者の目にしか触れない場所は対象外となります。

Q 6 飲食店で料理提供用の食器として使用してもよいのか。

A 6 対象となる伝統的工芸品は展示の用に供することを基本としているため、対象外となります。

5 補助対象経費について

※1. 展示のための岐阜県の伝統的工芸品購入事業

Q 1 伝統的工芸品を展示する什器の設置費用は対象となるか。

A 1 対象となります。

※2. 建物等の内装等に用いる岐阜県の伝統的工芸品導入事業

Q 2 委託料の取付け等の加工費はどういうものか

A 2 工芸品の取付けに係る工事等の費用などです。

6 事前着手について

Q 1 申請後、交付決定前に事業を実施する場合は補助対象となるか。

A 1 原則として交付決定後に事業を開始してください。ただし、申請日以降において交付決定日前に事業を開始する必要がある場合、事業の性格上やむを得ない理由があると認められた場合にのみ例外的に認められることがありますので、申請書の提出に併せて事前着手理由書（第2号様式）を提出ください。

※事前着手理由書を提出しても必ずしも事前着手が認められるわけではありません。

Q 2 申請前に既に着手している事業について、事前着手理由書を提出すれば対象となるか。

A 2 対象となりません。事前着手の届出を提出するものであっても、申請時において未着手の事業が対象となります。

Q 3 申請書を作成するにあたり、見積書を購入先に依頼する必要があるが、この行為は事前着手に該当するか。

A 3 見積りの取得は事前着手に該当しません。ただし、見積書の取得に要した経費は補助対象経費にはなりません。

6 その他

Q 1 他の補助金と併用できるか。

A 1 同一の補助事業について、重複して国や岐阜県、市町村の補助金を受けることはできません。

Q 2 事業実施後状況等報告書はどのようなものか。

A 2 補助事業が完了した年度の終了後3年間、補助事業の過去1年間の実施状況（利用者の反応、来館者数等）を報告していただくものです。